

製造後船級登録検査等申込書

日本海事協会 御中

申込文書番号		申込日	年	月	日
--------	--	-----	---	---	---

申込者

連絡先

名称	印	所属・氏名	
住所		TEL	
		FAX	

日本海事協会の「登録規則」、「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」及び「国際条約による証書に関する規則」(技術サービスを申込み場合は「技術サービス規則」を含む。)を了承の上、下記に記載の証書等の発行(発行に必要な検査を含む)を申込みます。また、旗国政府等の審査員が日本海事協会に対する審査を行う目的で、本船に乗船することを許可します。※検査手数料等は検査の成否に関わらず申込者に請求してください。

対象船舶 ※「船舶の主要目」の欄及び「機関の主要目」の欄に追加の要目をご記入ください。

船名		IMO NO.	
建造者名及び住所		建造契約日	年 月 日
		起工日	年 月 日
		進水日	年 月 日
建造番号		完工日	年 月 日
船籍国		船籍港	
前船籍国		前船級	
船の用途		総トン数	
受検予定	年 月 日 ~ 年 月 日	受検場所	
陸上アーカイブ ⁽¹⁾	☐ ClassNK / ☐ その他() / ☐ 非適用	二重船級 ⁽²⁾	☐ MoU を添付
航行区域	☐ 国際航海 / ☐ 非国際航海 / ☐ 遠洋 / ☐ 非遠洋(航行区域をご記入ください):		
極海航行	☐ 適用(☐ A 類 / ☐ B 類 / ☐ C 類) / ☐ 非適用		

(1) SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則適用船舶にあつては、陸上アーカイブ(GBS-SCF 対応)登録先をご記入ください。また、弊社アーカイブセンターをご利用の場合は、別途所定の書式により申込み願います。

(2) 本会と他船級との二重船級の場合、その船級協会名をご記入ください。

製造後船級／設備登録

船級登録	希望する船級符号及び付記	NS MNS		
	希望する注記			
	適用を希望するガイドライン (括弧内に付記を、その次にガイドライン名をご記入ください)	(): (): (): (): ():		
	登録原簿特記事項	☐ n.s. ☐ n.f. ☐ その他:		
設備登録	☐ 安全設備	☐ 無線設備	☐ 海洋汚染防止設備	☐ 居住衛生設備 (日本籍船のみ)
	☐ 船体防汚システム (☐ AFS ☐ AFS-C)	☐ バラスト水管理設備	☐ 揚貨設備	
	☐ 自動化設備 (☐ MC ☐ M0 ☐ M0-A ☐ M0-B ☐ M0-C ☐ M0-D)	☐ 機関予防保全設備		
	☐ 冷蔵設備 (☐ RMC ☐ RMC-CA)	☐ 船橋設備(☐ BRS ☐ BRS1 ☐ BRS1A)		
	☐ 総合火災設備(☐ IFC-M ☐ IFC-A ☐ IFC-AM)	☐ シップリサイクル	☐ その他:	

検査手数料等請求先

※検査手数料等の支払い者が申込者と異なる場合は、請求先を下記にご記入ください。

名称	印	所属・氏名	
住所		TEL	
		FAX	

NK 記入欄	受理日	年 月 日	受理番号	
--------	-----	-------	------	--

- 注意事項 1. この申込書は弊会の支部・事務所に 1 部提出してください。
2. 弊会の鋼船規則集検査要領に規定される図面を添付してください。
3. 記載事項に変更が生じた場合及び未確定事項が確定した場合は支部・事務所に速やかにお知らせください。

建造者名			建造番号		
------	--	--	------	--	--

検査及び証書等発行申込み
 ※日本籍船の証書発行等を申込む場合は下記の欄には記載せず、「条約証書交付等申込書(様式 4A)」をご提出ください。
 ※船籍国が非加盟の条約については、当該条約適合証明書を発行します。

条約証書発行のための検査及び証書発行 (1) 日本籍船の場合、検査のみを行います。 (2) 日本籍船の場合、検査及び証書発行は日本国政府が行います。 (3) 貨物船安全構造証書、設備証書及び無線証書を統合した書式 (4) 日本籍船の旅客船の場合、検査及び証書発行は日本国政府が行います。	検査 証書発行 ☐ ☐ 満載喫水線 (「満載喫水線の主要目」の欄に要目をご記入ください。) ☐ ☐ 旅客船安全 ⁽²⁾ ☐ ☐ 貨物船安全構造 ☐ ☐ 貨物船安全設備 ☐ ☐ 貨物船安全無線 ☐ ☐ 貨物船安全 ⁽³⁾ ☐ ☐ 免除(☐ 貨物区域固定式消火装置) ☐ ☐ 危険化学品ばら積み運送適合 ⁽¹⁾ ☐ ☐ 液化ガスばら積み運送適合 ☐ ☐ 危険物運搬船適合 ⁽¹⁾ (「危険物運送の主要目」の欄に要目をご記入ください。) 	検査 証書発行 ☐ ☐ 極海域航行船 ⁽⁴⁾ ☐ ☐ 産業人員等運送船安全 ☐ ☐ 油汚染防止 ⁽¹⁾ ☐ ☐ ばら積み有害液体物質運送汚染防止 ⁽¹⁾ ☐ ☐ 汚水汚染防止 ⁽¹⁾ ☐ ☐ 大気汚染防止 ⁽¹⁾ ☐ ☐ 船体防汚システム ☐ ☐ バラスト水管理 ⁽¹⁾ ☐ ☐ 穀類積載承認 ⁽²⁾ ☐ ☐ エネルギー効率 ⁽¹⁾ ☐ ☐ シップリサイクル ⁽¹⁾ ☐ ☐ その他:
	トン数証書等 (5) 日本籍船の場合、測度及び証書発行は日本国政府が行います。	測度 証書発行 ☐ ☐ 国際トン数証書 ⁽⁵⁾ ☐ ☐ PC/UMS Documentation of total volume ⁽⁵⁾ ☐ ☐ スエズ運河トン数証書 ☐ ☐ 各国規則トン数証書 ⁽⁵⁾ (適用規則:)
指定書等 (6) 日本籍船の場合のみご記入ください。	☐ 満載喫水線指定書 ☐ 焼却炉制限温度指定書 ⁽⁶⁾ ☐ 昇降機制限荷重等指定書 ⁽⁶⁾	
荷役設備検査記録簿等 (“揚貨設備の主要目”の欄に要目をご記入ください。) (7) 揚貨装具(ロープ以外)及びロープを含む。 (8) フォームは検査申込者をご準備ください。	☐ 荷役設備検査記録簿 ☐ 制限荷重指定書 ⁽⁷⁾ ☐ デリック装置 ☐ けんか巻きデリック装置 ☐ クレーン装置 ☐ 荷役用ランプウェイ・リフト ☐ その他:	☐ GN ☐ JP ⁽⁸⁾ ☐ PK ⁽⁸⁾ ☐ その他 ⁽⁸⁾ : ☐ GN ☐ JP ☐ PK ⁽⁸⁾ ☐ その他 ⁽⁸⁾ : GN: NK 船級船用フォーム JP: 日本籍船用フォーム PK: パキスタン就航船用フォーム
IMSBC コード適合証明書	☐ グループ A 貨物 (☐ 含水量制限あり ☐ 含水量制限なし) ☐ グループ C 貨物 ☐ グループ B 貨物 (貨物名を以下にご記入ください。多数の場合、リストを添付してください。) ()	
各国国内規則適合証明書	(適用規則をご記入ください。) 	
USCG 規則適合証明書	☐ 海洋汚染防止規則 (33CFR Part155) ☐ 液化ガス運搬船 (46CFR Part154) ☐ Vapor Emission Control System (46CFR Part39) ☐ その他:	
EU SRR 規則適合証明書	☐ IHM-EU 証書 (EU 籍船用) ☐ EU12-SOC (非 EU 籍船用) ☐ 第 5 条適合事実証明書 (EU5-SOF)	
その他	☐ ILO 船員居住設備適合証明書 ☐ MLC.2006 船員居住設備適合証明書 ☐ 満載喫水線鑑定書 ☐ 載貨重量鑑定書 ☐ 積付計算機鑑定書 ☐ 復原性計算機鑑定書 ☐ コンテナ固縛ソフトウェア鑑定書 ☐ その他:	

建造者名		建造番号	
------	--	------	--

図面審査申込み

特別な設備の図面審査	☐ 貨物固縛マニュアルの承認 ☐ 申込者による提出 ☐ 申込者以外から承認申込書と共に提出予定	積載予定貨物 ☐ 標準化貨物(ラッシングプラン等のあらかじめ定められた計画に従って積み付け固縛されるもの) ☐ コンテナ ☐ その他の定型貨物 ☐ 準標準化貨物(固縛方式がある程度限定されるもの) ☐ 自動車 ☐ 貨物車両(トラック、トレーラー、ヘッド等) ☐ 非標準化貨物(標準化貨物、準標準化貨物以外のもの) ☐ コンテナ(標準化貨物として扱うことができないもの) ☐ IBC, フラット, パレット等 ☐ スチールコイル, 重量物 ☐ 木材 ☐ その他()
	☐ その他:	

船舶等の主要目

船舶の主要目 (1)弊会に登録されている同型船がある場合、ご記入ください。(2)日本籍船で漁船の場合のみご記入ください。

LppxBxD (m)	x	x	載貨重量	
同型船の建造番号 ⁽¹⁾				
特殊編適用	☐ CS 編 ☐ P 編 ☐ Q 編 ☐ T 編 ☐ その他:			
漁船 ⁽²⁾	業務の種類		従業制限	

機関の主要目 (1)日本籍の場合は、SI 単位でご記入ください。

主機関	数・種類・型式	・	・
	連続最大出力・回転数	kW	RPM
	製造者・工場		
搭載機関への窒素酸化物放出量 3 次規制適用		☐ 適用 ☐ 非適用	
プロペラ	数・型式・回転数	・	・ RPM
	軸種類	☐ 1A 種 ☐ 1B 種 ☐ 1C 種 ☐ 1W 種 ☐ 2 種	
	予防安全管理方式	☐ PSCM ☐ PSCM-1A	
ボイラー ☐ 主 ☐ 補助	数・制限圧力 ⁽¹⁾	・	MPa・kg/cm ²
	製造者・工場		
発電機	定格総容量	kVA	
非常用発電機用機関	連続最大出力	kW (375kW 以上の場合、設置区画は A 類機関区域に該当します。)	
機関室、非常用発電機室以外の同一区画内に設置される機関の合計出力が 375kW 以上の場合	各機関の連続最大出力・用途・設置場所 (該当機関が複数ある場合は、分けてご記入ください)	kW ・ 用途() ・ 設置場所() kW ・ 用途() ・ 設置場所()	
ガス燃料または低引火点燃料	☐ 使用 (☐ 天然ガス ☐ その他:) ☐ 不使用		
排ガス浄化装置	☐ あり ☐ なし		

建造者名		建造番号	
------	--	------	--

満載喫水線の主要目 (1)木材乾玄をお申込みの場合、船級符号に EQ C LB を付記します。

船舶の型式	☐ A ☐ B ☐ B+ ☐ B-60 ☐ B-100	木材乾玄 ⁽¹⁾	☐ あり ☐ なし
希望指定喫水(m)	☐ マルチ証書発行希望		

最大搭載人員 (1)「鋼船規則 O 編 作業船」を適用する場合に限りご記入ください。

最大搭載人員	合計	名	(乗組員: 名 旅客: 名 その他: 名)
			洋上施設上で作業を行う人員(IP) ⁽¹⁾ : 名 特殊乗船者(SP) ⁽¹⁾ : 名

冷蔵設備の主要目 ※冷蔵設備の登録を申込み場合にご記入ください。

希望する付記			
冷媒の種類	冷却方式	冷蔵艙の総容積	m ³

危険物運送の主要目 ※お申込みの場合、船級符号に EQ C DG を付記します。日本籍船の場合、検査のみ行います。

固体ばら積み 危険物	積載場所	☐ 貨物倉 番号: ☐ その他:
	危険物の クラス	☐ 4.1 ☐ 4.2 ☐ 4.3 ☐ 5.1 ☐ 6.1 ☐ 8 ☐ 9 ☐ 特定貨物の積載制限 ⁽¹⁾ : (1)関連の要件に 適合する上で、 特定貨物の積載 を制限する場合、 ご記入ください。
固体ばら積み 危険物以外	積載場所	☐ 暴露甲板 ☐ 貨物倉 番号: ☐ その他:
	危険物の クラス	☐ 1.1-1.6 ☐ 1.4S ☐ 2.1 ☐ 2.2 ☐ 2.3(☐ (可燃性) ☐ (非可燃性)) ☐ 3(すべて) ☐ 3(液体:引火点(°C)) ☐ 23 以下 ☐ 23 超 60 以下) ☐ 4.1 ☐ 4.2 ☐ 4.3(☐ 液体 ☐ 固体) ☐ 5.1 ☐ 5.2 ☐ 6.1(すべて) ☐ 6.1(液体:引火点(°C)) ☐ 23 以下 ☐ 23 超 60 以下 ☐ 60 超 ☐ 固体) ☐ 8 (すべて) ☐ 8 (液体:引火点(°C)) ☐ 23 以下 ☐ 23 超 60 以下 ☐ 60 超 ☐ 固体) ☐ 9 ☐ 特定貨物の積載制限 ⁽¹⁾ :

建造者名		建造番号	
------	--	------	--

揚貨設備の主要目

揚貨装置(デリック装置・クレーン装置)

番号・種別・位置	希望制限荷重(トン)・制限角度(度)または制限半径(m)			
	荷重	角度/半径	二重表示の場合	
			荷重	角度/半径

けんか巻き方式 ※次葉の "Datasheet for Union Purchase" に詳細をご記入ください。

番号・種別・位置	希望制限荷重(トン)・最大カーゴフォール間角度・制限角度(度)			
	荷重	最大カーゴフォール間角度	振回し方式の場合	
			荷重	角度/半径

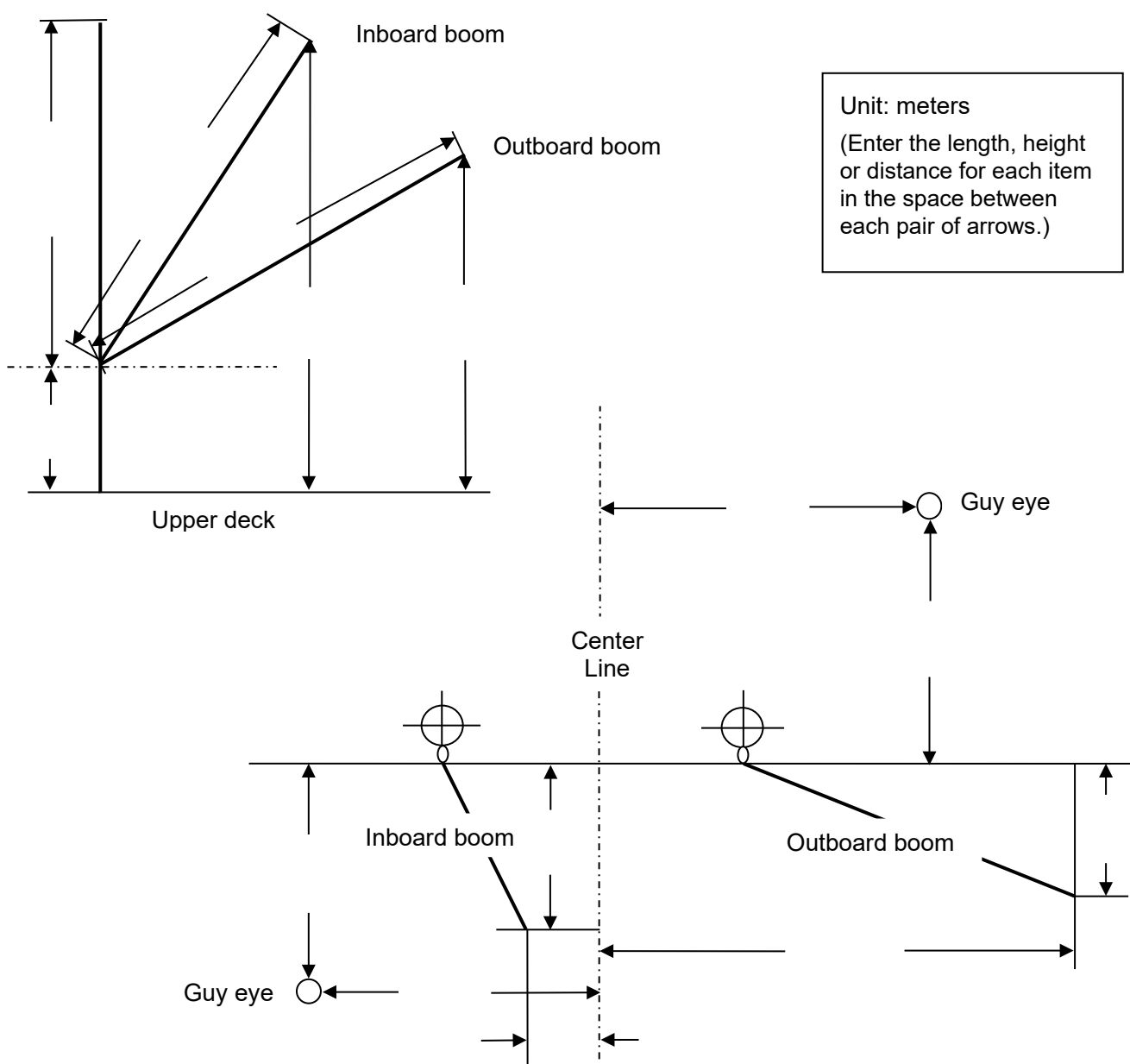
荷役用ランプウェイ・リフト

番号・位置	希望制限荷重(トン)	備考

建造者名		建造番号	
------	--	------	--

ClassNK Datasheet for Union Purchase⁽¹⁾⁽²⁾

- Location of Derricks: Fore / Aft of hatch no. ().
- Distance of lower guy eyes from upper deck⁽³⁾: Inboard boom () meters
Outboard boom () meters
- Safe Working load in Union Purchase: () tons
- Fall angle: () degrees
- Allowable lifting height from upper deck: () meters
- Outside diameter and thickness of derrick boom: Inboard boom ϕ mm × mm
Outboard boom ϕ mm × mm



- (1)…各ギヤング毎に作成願います。
(2)…Camber, Sheer, Trim 及び Heel は無視して下さい。
(3)…guy eye が上甲板に固着されている場合は 0mとして下さい。